

議員提出議案第9号


平成25年11月26日

逗子市議会議長 塔本 正子 殿

逗子市議会議員

君島雄一郎 

同

真下政次 

同

田中英郎 

同

横山美奈 

逗子市営駐車場条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条第2項及び逗子市議会会議規則（昭和43年逗子市議会規則第3号）第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

(別紙)

逗子市営駐車場条例の一部を改正する条例

逗子市営駐車場条例（平成4年逗子市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

区分		定期使用(月額)	一時使用(日額)
自転車	市民	2,000円	150円
	市民以外	3,000円	
原動機付自転車及び自動二輪車 125cc 以下	市民	2,500円	250円
	市民以外	3,500円	
自動二輪車 125cc を超えるもの	市民	3,000円	300円
	市民以外	4,000円	

を

「

区分		定期使用(月額)	一時使用(日額)
自転車	市民	2,000円	150円
	市民以外	3,150円	
原動機付自転車及び自動二輪車 125cc 以下	市民	2,500円	250円
	市民以外	4,500円	
自動二輪車 125cc を超えるもの	市民	3,000円	300円
	市民以外	5,000円	

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

定期使用（月額）料金を適正な額とするべく改正の要あるため提案する。